

平成29年度

財政的援助団体等監査の  
結果に関する報告書

平成30年3月

島根県監査委員



監 第 1 1 5 号

平成30年3月7日

島 根 県 議 会 議 長  
島 根 県 知 事 様  
島根県公安委員会委員長

島根県監査委員 生 越 俊 一

島根県監査委員 岩 田 浩 岳

島根県監査委員 錦 織 厚 雄

島根県監査委員 後 藤 勇

平成29年度に実施した財政的援助団体等監査の結果に関する報告に  
ついて

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政的援助団体等監査を実施し、同  
条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので別添のとおり提出し  
ます。

なお、意見に対する措置については速やかに対応され、同条第12項の規定によ  
る措置状況の通知については、平成30年9月末日までにしてください。



# 目 次

第 1	監査の概要	1
1	財政的援助団体等監査の趣旨	1
2	監査対象団体及び実施団体	1
3	監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者	3
第 2	監査の結果	6
I	監査結果（総括）	6
1	指導事項及び指示事項	6
2	意見	6
II	監査結果（個別）	10
1	公立大学法人島根県立大学	10
2	（一社）島根県私学教育振興会	13
3	（公財）ふるさと島根定住財団	14
4	（公社）島根県トラック協会	16
5	（公財）しまね女性センター	17
6	（公財）しまね国際センター	19
7	（公財）島根県環境管理センター	21
8	島根県歯科技術専門学校	23
9	（一社）しまね縁結びサポートセンター	25
10	（公財）しまね農業振興公社	27
11	（公社）島根県野菜価格安定基金協会	31
12	（公社）島根県林業公社	33
13	（独）日本貿易振興機構松江貿易情報センター	36
14	浜田港振興会	37
15	島根県中小企業団体中央会	39
16	島根県信用保証協会	40

17	島根県商工会連合会	41
18	益田商工会議所	42
19	江津商工会議所	43
20	(公財)島根県建設技術センター	44
21	(公財)島根県暴力追放県民センター	45

# 第 1 監査の概要

## 1 財政的援助団体等監査の趣旨

地方自治法第 199 条第 7 項<sup>(注1)</sup>の規定に基づき、県が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償等の財政的援助を与えている団体、資本金、基本金等を出資している団体、借入保証等をしている団体及び公の施設<sup>(注2)</sup>の管理を行わせている団体並びに財政的援助等を行っている所管課を対象とし、県による財政的援助等の妥当性、団体における公金の執行状況の適正性等の観点から監査を実施した。

### (注1) 地方自治法第 199 条第 7 項

監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、当該普通地方公共団体が補助金、交付金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えているものの出納その他の事務の執行で当該財政的援助に係るものを監査することができる。当該普通地方公共団体が出資しているもので政令で定めるもの、当該普通地方公共団体が借入金の元金又は利子の支払を保証しているもの、当該普通地方公共団体が受益権を有する信託で政令で定めるものの受託者及び当該普通地方公共団体が第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものについても、また、同様とする。

### (注2) 公の施設

住民の福祉を増進させることを目的として、その利用に供するために普通地方公共団体が設置する施設（学校、美術館、ホール、体育館、県営住宅や公園等）。

## 2 監査対象団体及び実施団体

### (1) 監査対象団体

監査対象団体は次のとおりである。

#### ア 財政的援助団体

- ① 県単独の制度により 1 千万円以上の補助金、交付金、負担金又は利子補給金（以下「補助金等」という。）を交付した団体及び 1 千万円未満の補助金等を交付した団体のうち特に監査を実施する必要があると認められた団体
- ② 県が貸付け又は損失補償をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認められた団体

### イ 出資団体

県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している団体

### ウ 借入保証、信託に係る団体

県が借入保証又は信託（不動産の信託に限る。）をしている団体のうち特に監査を実施する必要があると認めた団体

### エ 公の施設の指定管理者

県が公の施設の管理を行わせているもの

## (2) 監査対象団体の概要

監査対象団体の平成28年度末の状況は、次表のとおりである。

団体区分	監査対象 団体実数	財政的援助等の形態別件数					
		財政的援助			出資	債務 保証	公の施設の 指定管理
		補助金等	貸付金	損失補償			
一般社団法人	4	4					
公益社団法人	6	5	1	1	2		
一般財団法人	3	2			2		1
公益財団法人	18	7	3	3	14		7
地方独立行政法人	1	1					
学校法人	2	2					
社会福祉法人	13	13					
農林水産組合	1	1					
商工会議所・商工会	29	29					
株式会社	12	0	1		3		8
その他	29	23	1	1	3	1	3
合計 (注3)	118	87	6	5	24	1	19

(注3) 1つの団体について補助金等、貸付金、出資等が重複している場合があるため、

「監査対象団体実数」の合計と「財政的援助等の形態別件数」の合計は一致しない。

## (3) 監査実施団体

平成29年度は、上記監査対象団体の中から過去の監査実施状況等を考慮し、次の21団体を選定し監査を実施した。

	監査実施団体名	所管課	監査対象とした 財政的援助等の内容
1	公立大学法人島根県立大学	総務課	補助金等
2	(一社) 島根県私学教育振興会	総務課	補助金等
3	(公財) ふるさと島根定住財団	しまね暮らし推進課	出資・補助金等
4	(公社) 島根県トラック協会	交通対策課	補助金等
5	(公財) しまね女性センター	環境生活総務課	出資・指定管理
6	(公財) しまね国際センター	文化国際課	出資
7	(公財) 島根県環境管理センター	廃棄物対策課	出資・補助金等・ 損失補償
8	島根県歯科技術専門学校	医療政策課	補助金等
9	(一社) しまね縁結びサポートセンター	子ども・子育て支援課	補助金等
10	(公財) しまね農業振興公社	農業経営課	補助金等・貸付金 ・損失補償
		農地整備課	補助金等・貸付金
11	(公社) 島根県野菜価格安定基金協会	農産園芸課	補助金等
12	(公社) 島根県林業公社	林業課	出資・補助金等・ 貸付金・損失補償
13	(独) 日本貿易振興機構松江貿易情報センター	しまねブランド推進課	補助金等
14	浜田港振興会	しまねブランド推進課	補助金等
15	島根県中小企業団体中央会	中小企業課	補助金等
16	島根県信用保証協会	中小企業課	補助金等・損失補償
17	島根県商工会連合会	中小企業課	補助金等
18	益田商工会議所	中小企業課	補助金等
19	江津商工会議所	中小企業課	補助金等
20	(公財) 島根県建設技術センター	土木総務課	出資
21	(公財) 島根県暴力追放県民センター	組織犯罪対策課	出資

### 3 監査の実施方法、対象年度、範囲、視点、実施年月日及び監査の執行者

#### (1) 実施方法

監査実施団体については原則として実地監査を行い、監査実施団体の所管課及び監査実施団体の一部については書面監査により行った。

#### (2) 対象年度

監査は原則として平成28年度を対象とし、必要に応じ平成27年度及び

平成29年度も対象とした。

### (3) 範囲

監査の範囲は、補助金等、貸付金又は損失補償の財政的援助を与えている団体については、それら財政的援助に関連する範囲とし、出資している団体については、団体の財務、会計、事業など経営全般とし、公の施設の管理を行わせている団体については、管理に係る会計事務の執行や施設の維持管理を範囲とした。

### (4) 監査の視点

監査は、補助金等の財政的援助を与えている団体については、補助金等が公金として適切に執行され、交付目的である成果が十分得られているか、出資している団体については、出資目的に沿って事業が運営されているか、また、公の施設の管理を行わせている団体については、指定管理に関する協定書に基づき施設が適切に管理・運営されているかなどの視点から行った。

#### (5) 監査実施年月日

監査実施団体名	監査実施年月日
公立大学法人島根県立大学	平成29年11月6日
(一社) 島根県私学教育振興会	平成29年11月14日
(公財) ふるさと島根定住財団	平成29年11月14日
(公社) 島根県トラック協会	平成29年11月13日
(公財) しまね女性センター	平成29年11月8日
(公財) しまね国際センター	平成29年11月8日
(公財) 島根県環境管理センター	平成29年11月8日
島根県歯科技術専門学校	平成29年10月26日
(一社) しまね縁結びサポートセンター	平成29年10月26日
(公財) しまね農業振興公社	平成29年10月30日
(公社) 島根県野菜価格安定基金協会	平成29年10月30日
(公社) 島根県林業公社	平成29年10月30日
(独) 日本貿易振興機構松江貿易情報センター	平成29年11月13日
浜田港振興会	平成29年11月6日
島根県中小企業団体中央会	平成29年10月31日
島根県信用保証協会	平成29年10月31日
島根県商工会連合会	平成29年10月31日
(公財) 島根県建設技術センター	平成29年11月8日
(公財) 島根県暴力追放県民センター	平成29年11月8日

所管課及び上記以外の監査実施団体については、事前に職員により実施した実地調査に基づき、書面監査を実施した。

#### (6) 監査の執行者

監査の執行者は次のとおりである。

監査委員 生 越 俊 一

監査委員 岩 田 浩 岳

監査委員 錦 織 厚 雄

監査委員 後 藤 勇

なお、地方自治法第199条の2の規定により、生越俊一監査委員は、島根県信用保証協会について監査を行っていない。

## 第2 監査の結果

### I 監査結果（総括）

各監査実施団体別の監査結果はⅡ 監査結果（個別）に掲げるとおりであり、是正を求めて指導、指示する事項が4件あったほかは、おおむね適正に処理されているものと認められた。

また、個別の意見を除き、監査全般を通じた意見は4件である。

なお、意見については、Ⅱ 監査結果（個別）に掲げた意見を含め、県報掲載により公表し、指導事項及び指示事項とともに該当する監査実施団体及び所管課に対し文書で通知する。

#### 1 指導事項及び指示事項

該当の団体、所管課に対し文書により是正を求めて指導、指示する事項は、次のとおりである。

##### (1) 指導事項（団体）（1件）

ア 補助金の交付申請書の提出遅延があったもの

##### (2) 指示事項（所管課）（3件）

ア 補助金の交付決定事務が適当でないもの

#### 2 意見

監査全般を通じた意見は、次の4件（団体3件、所管課1件）である。

##### (1) 団体に対する意見

###### ① 専門的知識等の習得・継承ができる体制の整備や研修機会の確保等を通じた職員の育成について【出資団体】

出資法人等は、行政が直接対応することが困難又は行政が直接対応するよりも効果的・効率的に実施することが可能な分野で、民間の経営ノウハウ等を活かしながら公共的な事業を実施することを目的として設置された団体である。

昨今の出資法人等を取り巻く環境は、公益法人制度改革や労働法制をはじめとした各種の制度改革などにより変化しており、出資目的に沿った事業の推進はもとより、一事業主として組織運営の面でも、様々な対応が求められてきている。

今回の監査では、団体の運営にあたり人材の確保や育成に努めている

ものの、団体設立時から在籍している専門職員の退職により、事業を継続的に実施していくためのノウハウの継承が課題となっている団体、専門職員の資質向上のための取組みを実施する余裕のない団体、また、少人数の職場において、産前産後休暇・育児休暇、私傷病休暇等取得時の代替職員の確保など組織体制の維持に不安を抱えている団体などがあった。

については、各団体においては、限られた組織体制の中ではあるが、団体の設立目的と社会情勢や県民ニーズに対応した運営がなされるよう、若手職員が専門的知識やノウハウを習得し、人的ネットワークをスムーズに継承できる体制を整備するとともに、各種研修機会の確保や研修に参加しやすい職場環境づくりを進め、団体の継続的な運営を担っていく職員の育成に努められたい。

## ② 内部統制の充実について

業務量の増大や業務の複雑化が進む中で、違法行為、不正、ミスなどの不適正な事務処理が発生しないよう、組織自らが自律的に管理統制を行い、法令や所定の基準、手続き等に基づいて、業務の健全かつ効率的な運営を確保する取組み（内部統制）が求められている。

このため、今回の監査では、この内部統制の仕組みや機能を紹介しながら、各団体における管理体制の確認を行った。

多くの団体では、不適正な情報管理が行われる可能性や不適正な現金の出納・保管が行われる可能性があることなどを認識し、様々な対策を講じるとともに、研修や会議等の場を通じて情報共有が図られていた。

具体的には、情報管理においては個人情報保護規程の整備や情報セキュリティ対策が実施されていた。また、現金の出納・保管においては金庫の鍵の管理徹底、口座振込時における複数確認、稟議の実施等会計事務処理に係る基本的手続きの徹底が行われていた。中には、これらの事務に係るチェックリストやマニュアルを作成している団体もあった。

一方で、一部の団体では、不適正な事務処理が発生するリスクはないとして特に対策を講じていない、あるいは、こうしたリスクは認識しているものの、それらの回避策や情報共有が不十分なところもあった。

については、各団体においては、業務上のリスクについて認識し情報共有を図るとともに、その回避策や対処法を具体的に検討した上で、できるところから取り組まれたい。

また、既に取り組んでいる団体については、回避策や対処法の不断の見直しを行い、業務運営の適正さを引き続き確保されたい。

### ③ 中小企業等の事業承継に対する支援の強化について【該当商工団体】

県内企業は、99.9%が中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）であるが、少子高齢化や人口減少に加え、経済社会生活圏の広域化や国際化等の急速な進行により、その経営環境は厳しさを増している。

このような中、平成27年12月に制定された「島根県中小企業・小規模企業振興条例」には、行政、中小企業等支援団体、金融機関、教育機関等の役割が明記され、様々な取組みが実施されているが、地元の中企業等への就職率や定着率は依然として低迷し、事業継続に必要な人材確保が困難になっている。また、後継者がいないことなどによる企業の廃業のみならず、業種によっては、その業界自体の存続が危ぶまれる状況にある。

中小企業等支援団体（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、（公財）しまね産業振興財団等）は、それぞれ個別企業に対し経営支援をはじめ、事業計画策定支援など各種の支援を行ってきたところであるが、特に事業承継や後継者対策については、様々な要因によりなかなか進まない状況にある。

については、企業を直接支援している各支援団体が、行政や金融機関等との連携を強化するとともに、それぞれが有する情報の共有化による一元的な相談や各団体が持っている専門的なノウハウを活用した重層的な支援を行うなど「伴走型支援<sup>\*1</sup>」の一層の充実を行い、効果的な事業承継対策に取り組まされたい。

#### \*1 伴走型支援とは

地域の中小企業・小規模企業からのあらゆる相談に対応する最前線の拠点である支援団体（商工会等）等が、「地域に密着した「顔の見える」支援」、「幅広い相談に対応可能」、「小規模企業支援のノウハウを持っていること」を強みとし、県や市町村との連携も取れた、事業計画の策定や着実な実施等を事業者に寄り添って継続的に支援することをいう。

## (2) 所管課に対する意見

### ① 団体の規程が県準拠となっている場合の県規程改正等の情報提供について【該当所管課】

団体の給与規程、旅費規程、会計規則等の規程において、「県に準ずる」、あるいは「県の例による」こととしている団体が多くあった。これらの団体に対して、特に年度途中で改正された県規程の内容が速やかに伝えられていないなど規程改正等に関する情報提供が十分でない例が見受けられた。

過去の監査においても、団体において必要な情報が円滑に提供されるようにとの意見を述べたところであるが、所管課の担当者の交代等に伴い、こうした取扱いの徹底が薄れてきていると考えられる。

については、団体の適切な業務執行を確保する観点から、県の給与、旅費、会計事務等についての正しい処理方法や規程改正等に関する情報等、団体として必要な情報を円滑に提供されたい。

## II 監査結果（個別）

1	団体名	公立大学法人島根県立大学	所管課	総務課
---	-----	--------------	-----	-----

### 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成19年4月1日

(地方独立行政法人として、島根県立大学及び島根県立大学短期大学部を設置・運営)

(2) 設立目的

豊かな自然と歴史を持つ島根県における教育研究の拠点として、幅広い教養と高い専門性を備え、北東アジアをはじめとする国際的な視野を持ちつつ地域に貢献し、創造性豊かで実践力のある人材を育成するとともに、地域に知の還元を行うことで、地域社会の活性化及び発展に寄与し、さらに国際社会に貢献することを目指し、大学を設置し、管理する。

### 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 公立大学法人島根県立大学特殊要因経費補助金

① 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、大規模修繕、大規模システム整備等の施設・設備の整備に要する経費や災害に伴う経費など法人の責によらない突発的な経費に要する経費等について交付する。

② 補助金額 125,206千円

(2) 交付金

ア 公立大学法人島根県立大学運営費交付金

① 内容

地方独立行政法人法第42条の規定に基づき、設立団体として、法人や大学の運営に必要な経常的経費等について交付する。

② 交付金額 1,852,076千円

### 3 監査の結果

(1) 団体

## ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

## イ 意見

### ① 大学の地域連携と地域に貢献する人材の育成・輩出について

県立大学は、県の高等教育の拠点として、大学の魅力・特色を発揮すると同時に、地域の将来を支える人材育成や産業の発展に貢献するなど地方創生にとって重要な役割を担っており、今後、地域課題解決のための研究の推進や地元企業等が求める人材の育成に取り組むことにより、地域に貢献する大学として県民の期待に応えていかなければならない。

これまで県立大学は、大学憲章に謳う「地域のニーズに応え、地域と協働し、地域に信頼される大学」の実現を目指し、高い専門性と実践力を有する人材を県において育成するために「しまね地域マイスター」認定制度\*1（県立大学）や「履修証明プログラム\*2」（短期大学部）を開設するなど、県民や学生の地域活動を支援することにより、地域に開かれた大学として、一定の役割を果たしてきた。

現在、県では、第3期中期目標（H31～H36）の策定にあたり、有識者会議の提言を踏まえて、検討を進めているところであり、今後、県立大学では、この目標を達成するための中期計画を作成することとなる。

については、中期計画の作成にあたっては、県立大学が県民の期待に応えて安定的かつ持続的に地域に貢献する人材の育成・輩出ができるよう、県・市町村、地域の各機関や地元企業との連携を一層深め、具体的かつ実効性のある方策を盛り込むとともに、全学一体となってその計画の達成を着実に推進されたい。

#### \*1 しまね地域マイスター認定制度とは

島根県における地域課題に対して様々な取組みを通じて、①地域事情に精通し、②地域主体を繋げるコーディネート力があり、③熱意を持ち課題解決に取り組める実践力を持った人材を育成するもので、地域のあらゆる分野に精通した学生を認定する、県立大学独自の学士認定制度。卒業時には、自ら課題に向き合い、考え、解決に向けた行動力のある人材として社会に飛び出すことができることを目標とする。

#### \*2 履修証明プログラムとは

社会人などを対象とした新しい履修・学習の証明制度。現在、県立大学（短

期大学部)では8つの学習プログラム(履修証明プログラム)を開設し、修了者に対して、履修証明書を交付している。

## (2) 所管課

### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### イ 意見

#### 地域に貢献する大学運営(中期目標の策定)について

公立大学法人である県立大学の運営は、地方独立行政法人法に基づき、設立団体である県が定めた6年間の中期目標を踏まえ、計画的に取り組むこととされている。

現在、県では、第3期中期目標(H31~H36)の策定にあたり、各キャンパスにおける現状と課題、人材育成の方針、地域が求める県立大学のあり方等必要な事項について、有識者会議の提言を踏まえて、検討を進めているところである。

今回の監査では、浜田キャンパスの総合政策学部においては、国際関係、北東アジア、社会経済、地域政策の4つの履修プログラムを展開しているが、北東アジアプログラムは学習内容が就職に結びつきにくいことなどから、近年志望者が1割未満に留まっていること、大学院(北東アジア開発研究科)生の多くは外国人留学生が占めており、修了後は帰国して就職する者が大半であること、また、地元からは地域系学部・学科の設置や地域に貢献する人材の育成を求める声が強いことなどが確認された。

については、県立大学は、高等教育の拠点として、地域から求められている地域研究や人材育成に取り組むことが重要であることから、中期目標の策定にあたっては、各研究分野における地域貢献等の状況、分析を十分に踏まえた学部・学科のあり方や、地域の声を積極的に大学運営に生かす仕組みづくりを検討されたい。

2	団体名	(一社) 島根県私学教育振興会	所管課	総務課
---	-----	-----------------	-----	-----

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和39年12月7日

(2) 設立目的

島根県における私立学校教育の振興を図り、もって教育文化の発展昂揚に資する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県私学教育振興会補助金

① 内容

振興会の健全な発展を図るため、振興会が私学教育振興のために行う研修事業、広報活動事業等に要する経費を補助する(県1/2)。

② 補助金額 5,129千円

イ 島根県私学教育振興会退職金資金給付事業補助金

① 内容

私立学校教職員の福祉の増進を図り、教職員の定着確保を期するため、振興会が行う退職金資金給付事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 45,238千円

## 3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

3	団体名	(公財)ふるさと島根定住財団	所管課	しまね暮らし推進課
---	-----	----------------	-----	-----------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年9月3日

### (2) 設立目的

活力と魅力ある地域づくりを推進するとともに、若年者の就職支援対策等を重点的に実施することにより、新規学校卒業者を中心とする若年層の県内就職と県外からのU I ターンの促進を図り、本県における人口定住に寄与する。

### (3) 県の出資状況

出資金額 417,000千円 (県出資比率: 100%)

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資による事業実施状況

#### ア 事業内容

若年者の県内就職促進のための情報提供事業やキャリア形成支援、企業理解の場の創出等、県外からのU I ターン促進のための定住総合情報の提供やU I ターン希望者等の受入れの強化、また、活力と魅力ある地域づくり促進のための地域の活性化を担う人々等の連携支援等に係る事業

### (2) 補助金

#### ア ふるさと島根定住支援補助金

##### ① 内容

本県の重要課題である定住対策を積極的に推進するため、財団の事業費等を補助し、活動の円滑な推進を図る。

② 補助金額 469,410千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### イ 意見

##### 定住対策の促進について

財団は、若者を中心とした県内就職支援、県外からのU I ターンの促進、

活力と魅力ある地域づくりの促進の3つを柱として様々な活動を展開し、定住対策に取り組んできている。

こうした中、県における充実した支援制度への認知度の向上、各市町村の定住支援対策の強化などにより、U I ターン者数は増加してきている。しかしながら、全国的な地方創生の取組みによる地方への人の流れの奪い合いや都市部での景気の好転による人材の獲得競争が厳しくなっており、今後の本県の定住対策に財団の果たす役割はますます重要になっている。

については、引き続き県内就職者やU I ターン者の増加及び活力と魅力ある地域づくりの推進を目指した定住対策に取り組まれない。

## (2) 所管課

### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### イ 意見

#### 定住対策の促進について

財団は、平成4年の設立以来、若年層の県内就職の促進や県外からのU I ターンの促進等に取り組み、本県の最重要施策の一つである定住の推進に大きな役割を果たしてきた。島根県総合発展計画（第3次実施計画）、まち・ひと・しごと創生島根県総合戦略の定住施策においても、人口定住は基本目標の1つに掲げられており、定住促進に係る各種事業において豊富な実績と経験を有する財団の役割は一層重要となっている。

については、財団に対する意見で述べたように、引き続き財団と連携し、定住対策の促進に取り組まれない。

4	団体名	(公社) 島根県トラック協会	所管課	交通対策課
---	-----	----------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年1月23日

### (2) 設立目的

貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、公共の福祉に寄与するとともに、事業の社会的、経済的地位の向上及び会員相互の連絡協調の緊密化を図る。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金

#### ア 島根県運輸事業振興助成補助金

##### ① 内容

軽油引取税の税率引上げが、営業用のバス及びトラックの輸送コストに与える影響等を考慮し、公共輸送機関の輸送力の確保、輸送コストの上昇の抑制を図るため、(公社)島根県トラック協会が実施する次のような事業について補助金を交付する。

- ・交通安全・事故防止対策（ドライブレコーダー、バックモニター装置等導入助成、ドライバー再教育研修会の実施等）
- ・貨物自動車運送適正化事業（巡回指導、街頭パトロールの実施等）
- ・環境保全対策（低公害車導入助成、エコドライブ研修会の開催等）
- ・緊急・救援輸送対策（緊急物資の輸送体制整備、防災訓練参加等）
- ・中小企業等対策（事業者研修会の開催、近代化基金融資制度等）
- ・(公社)全日本トラック協会への出捐

② 補助金額 104,656千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

5	団体名	(公財)しまね女性センター	所管課	環境生活総務課
---	-----	---------------	-----	---------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成10年10月12日

### (2) 設立目的

島根県立男女共同参画センターを拠点として、男女のあらゆる分野での共同参画を促進するための事業を総合的に展開することにより、男女共同参画社会の実現に寄与する。

### (3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円 (県出資比率: 89.2%)

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資による事業実施状況

#### ア 事業内容

男女共同参画社会の実現に関する相談事業、情報収集及び提供事業、調査研究事業、学習・研修事業並びに個人・グループ・団体等の活動及びネットワークづくりへの支援事業など、男女共同参画社会形成推進のための事業

### (2) 公の施設の指定管理

#### ア 男女共同参画センター(あすてらす)(所在地 大田市)

##### ① 指定管理業務の内容

- ・施設及び設備の使用の承認に関する業務
- ・施設及び設備の使用に係る使用料の徴収に関する業務
- ・施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・島根県女性相談センター西部分室及び島根県西部県民センター県央事務所の施設及び設備の維持管理に関する業務

② 指定期間 平成27年度～平成31年度

③ 指定管理料 92,124千円 (平成28年度)

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

6	団体名	(公財)しまね国際センター	所管課	文化国際課
---	-----	---------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成元年 1 1 月 1 日

(2) 設立目的

多文化共生の地域づくりと県民主体の国際交流活動を促進するとともに、諸外国との相互理解と協力関係を深め、地域の活性化と国際化に寄与する。

(3) 県の出資状況

出資金額 1, 0 1 2, 5 0 0 千円 (県出資比率: 7 8. 6 %)

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 出資による事業実施状況

### ア 事業内容

① 多文化共生地域づくり事業 (外国人住民の総合的な生活等支援)

- ・外国人・地域住民インフォメーション事業
- ・コミュニティ通訳ボランティア派遣事業
- ・留学生支援事業
- ・多文化共生啓発事業
- ・外国人住民日本語研修事業
- ・ボランティア登録・活用事業
- ・多文化共生推進事業
- ・ボランティア研修事業

② 国際交流・協力事業

- ・世界とつながる島根づくり助成事業
- ・海外移住者等支援事業
- ・国際交流団体等連携協力事業

## 3 監査の結果

(1) 団体

### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

7	団体名	(公財)島根県環境管理センター	所管課	廃棄物対策課
---	-----	-----------------	-----	--------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年3月4日

### (2) 設立目的

産業廃棄物の処理に関する事業を行い、地域社会の健全な発展と地球環境保全、自然環境保護に寄与する。

### (3) 県の出資状況

出資金額 70,000千円（県出資比率：31.2%）

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資による事業実施状況

#### ア 事業内容

産業廃棄物最終処分場「クリーンパークいずも」の管理運営

### (2) 補助金

#### ア 公共関与最終処分場経営安定化対策事業補助金

##### ① 内容

センターが処分場（管理型第1期）の建設費用として金融機関から借り入れた資金に係る償還金の一部を補助する。

② 補助金額 158,800千円

#### イ 公共関与産業廃棄物最終処分場確保対策事業費補助金

##### ① 内容

センターが設置する処分場（管理型第3期）の整備に要する費用の一部を補助する。

② 補助金額 435,564千円

#### ウ 公共関与産業廃棄物最終処分場周辺対策事業補助金

##### ① 内容

センターが実施する処分場（管理型第3期）整備の円滑な推進のために要する費用を補助する。

② 補助金額 45,685千円

### (3) 損失補償

#### ① 内容

センターが処分場（管理型第1期、管理型第3期）の建設費用として金融機関から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

② 平成28年度末損失補償債務残高 2,805,793千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### イ 意見

##### 処分場の更なる経営安定化について

既存の第2期管理型処分場は、平成28年度において満杯となることから新たに第3期管理型処分場を整備し、その整備財源として長期借入金が新規に発生している。また、既存処分場についても整備財源とした借入金の償還が続く一方で、浸出水処理施設や管理施設等を維持・管理する必要があり、多大な経費を要する状況にある。

このため、これまで据え置かれていた利用料金の見直しをするなど財源確保対策を図っているが、今後、リサイクルの進展に伴う廃棄物の減量化により、利用料収入は減少することが見込まれることから、中長期的な視点に立った更なる経営の安定化に努められたい。

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

8	団体名	島根県歯科技術専門学校	所管課	医療政策課
---	-----	-------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和52年12月23日

(2) 設立目的

歯科衛生士及び歯科技工士になろうとする者に必要な知識を授け、その特性を涵養する。

(3) その他

設置者は、一般社団法人島根県歯科医師会である。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県歯科技術専門学校運営費補助金

① 内容

島根県歯科技術専門学校における教育内容の充実と向上を図り、医療機関における歯科技術者の不足の解消を図るため、歯科技工士養成所運営事業及び歯科衛生士養成所運営事業に係る経費を補助する。

② 補助金額 27,043千円

## 3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

歯科衛生士養成に向けた取組みについて

歯科診療所では、特に県西部や隠岐地区において歯科衛生士が不足している状況にある。

このような状況に対応するため、学校においては「県内西部・隠岐地区出身在学生支援制度」により支援を希望する該当地区出身学生への助成や地区歯科医師会と連携した高校訪問のほか、老朽化が進んだ実習設備の一部を更新し学習環境を整備するなど、入学者の確保に努めてきた。

今後は、高齢化の進展に伴い口腔ケアの需要も高まることから、人材を養

成する学校に対して、更なる期待が寄せられている。

については、高まる需要に対応するために、関係機関等との一層の連携や必要な環境整備を図り、歯科衛生士の養成に努められたい。

## (2) 所管課

### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### イ 意見

#### 歯科衛生士養成に向けた取組みに対する支援について

今後、歯科衛生士に対する需要の高まりが予想されることから、引き続き人材確保に向けた取組みを行う必要がある。

については、歯科衛生士をめぐる動向を注視し、適切な人材確保が図られるよう、県内で唯一歯科衛生士を養成している学校への支援のあり方について検討されたい。

9	団体名	(一社)しまね縁結びサポートセンター	所管課	子ども・子育て支援課
---	-----	--------------------	-----	------------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成28年4月1日

(2) 設立目的

結婚を望む独身男女の出会い、結婚の支援を行う。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア しまね縁結びサポートセンター管理運営費補助金

① 内容

独身男女の結婚したいという希望をかなえるため、行政、農林関係団体、商工関係団体及びボランティア団体などが連携して取り組むしまね縁結びサポートセンターの管理運営に要する経費に対して補助する。

② 補助金額 33,871千円

## 3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

イ 意見

しまね縁結びサポートセンターの運営について

平成19年度からスタートした縁結びボランティア「島根はっぴいこーでいねーたー（通称はぴこ）」制度を核にして、平成27年度に設立された「しまね縁結びボランティア協議会」の公的な結婚支援対策を引き継ぐ組織として新たに設立されたセンターであり、「はぴこ」との連携が不可欠となっている。

また、法人移行後の年数も僅かなことから、県からの職員派遣を受けて事業運営に当たるとともに、会計事務については、民間会計事務所の会計指導を受けながら、専ら一人の職員で処理している。

については、センターの事業運営の円滑化に向けた「はぴこ」や関係団体等との連携及び会計処理等の事務の適正化に向けた体制整備に努められたい。

## (2) 所管課

### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### イ 意見

#### しまね縁結びサポートセンターの運営支援について

平成28年度は、センターが一般社団法人へ移行して初年度となることから、県職員1名を団体へ派遣しその支援を行ってきたが、より効率的・効果的な業務執行に努め、成婚者数の増加につなげるために、平成29年度には県からの派遣を1名増員するなど、立ち上がり支援としての体制強化を図ってきた。

独身男女の結婚したいという希望をかなえるためには、行政やボランティア、コミュニティ（自治会等）、企業などが一体となって啓発や出会いの場の創出、相談・マッチング等の幅広い取組みを進める必要があり、これらの取組みを円滑に進めるためには、センターの果たす役割がますます重要になってくる。

については、センターが実施する事業の成果等を検証しながら、中長期的な視点に立った支援のあり方について検討されたい。

10	団体名	(公財) しまね農業振興公社	所管課	農業経営課 農地整備課
----	-----	----------------	-----	----------------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和45年8月1日

### (2) 設立目的

島根県農業の発展に必要な農地利用の合理化、農業の担い手の確保育成、農業の生産基盤の整備及び農業構造の改善を図り、もって島根県農業の振興及び農村社会の発展並びに国土の有効利用に寄与する。

### (3) 県の出資状況

公社の設立に際し、基本財産を出資している。

なお、出資団体の監査は、県出資比率が4分の1以上のものを対象としていることから、出資団体としての監査は実施しなかった。

出資金額 1,000千円 (県出資比率: 0.4%)

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金

#### ア 農地集積・集約化対策事業費補助金

##### ① 内容

農業の担い手へ農地の集積・集約化を図るために、農地の出し手の掘り起こし、農地の受け手探し、契約に係る事務処理や関係機関と連携した推進活動などを行う農地中間管理機構として指定された公社の組織体制の強化に必要な経費を補助する。

② 補助金額 7,012千円

#### イ 21世紀新農業担い手育成確保事業費補助金

##### ① 内容

21世紀のしまね農業を担う優れた新規就農者を確保・育成することを目的として、就農志向段階から新規就農及び就農初期の段階まで幅広い支援を行うために公社が実施する就農相談・支援活動事業等に必要な経費を補助する。

② 補助金額 15,502千円

#### ウ 新規就農者等育成確保推進事業費補助金

① 内容

農業・農村の担い手を育成・確保するため、公社が実施する就業プランナー・PR強化事業及び研修受入農家助成事業に必要な経費を補助する。

② 補助金額 24,615千円

エ 中海干拓農地保有合理化促進事業補助金

① 内容

中海干拓農地（揖屋・安来地区）の速やかかつ円滑な売渡しを行うため、公社が実施する売渡し・貸付け促進及び体制整備に要する経費、農家の農地取得の負担軽減のための営農助成金交付に必要な経費を補助する。

② 補助金額 12,404千円

(2) 貸付金

ア しまね農地保有合理化資金貸付金

① 内容

農業の担い手へ農地を利用集積するため、公社が実施する農地保有合理化事業に必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成27年度末残高	0千円
平成28年度貸付額	50,000千円
平成28年度返済額	50,000千円
平成28年度末残高	0千円

イ 就農支援資金貸付金

① 内容

青年農業者等の育成を図るため、公社が実施する認定就農者に対する就農研修資金、就農準備資金の貸付けに必要な資金を貸し付ける。

② 貸付金額

平成27年度末残高	40,438千円
平成28年度貸付額	0千円
平成28年度返済額	9,404千円
平成28年度末残高	31,034千円

ウ 中海干拓地貸付金

① 内容

中海干拓農地（揖屋・安来地区）について、平成元年9月28日に金融機関から借り入れた中海干拓事業負担金の一括償還に係る資金を貸し付ける。

## ② 貸付金額

平成27年度末残高	1,520,877千円
平成28年度貸付額	0千円
平成28年度返済額	179,580千円
平成28年度末残高	1,341,297千円

## (3) 損失補償

### ア 農地保有合理化事業に係る損失補償

#### ① 内容

公社が農地保有合理化事業を実施するために金融機関等から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

② 平成28年度末損失補償債務残高 396千円

### イ 農地中間管理機構特例事業に係る損失補償

#### ① 内容

公社が農地中間管理機構の特例事業を実施するために金融機関等から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

② 平成28年度末損失補償債務残高 11,987千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### イ 意見

##### ① 農地中間管理事業への適切な対応について

都道府県ごとに農地中間管理機構を設置し、小規模な農地や分散している農地を集めて、意欲ある農業者（農家や法人）に貸し出す仲介役を担わせる制度として、平成26年度に創設された農地中間管理事業については、当公社が「農地中間管理機構」として島根県から指定を受けて事業を実施している。

国から割り当てられた集積目標面積の達成を目指して、今後は、県、市町村、農業委員会、農地利用集積円滑化団体等との連携を一層強化し、外部委託の推進や現場ニーズを踏まえた現地駐在員の配置により、事業を推進していく必要がある。

については、円滑な業務の実施に向けて体制の充実や外部委託等について検討され、適切な対応に努められたい。

## ② 中海干拓農地の売渡し等の促進について

中海干拓農地の売渡し等に当たっては、農地価格を据え置くとともに、入植促進農地貸付事業の見直し（取得前提制度及び一時貸付制度を廃止し長期貸付制度に変更、貸付面積要件も3区画（90a）から1区画に緩和）や農地等取得支援事業の活用により、認定農業者、農地所有適格法人、Iターン等の新規就農希望者及び農業参入を目指す企業などに対する働きかけを進めてきた。

こうした促進策により、干拓農地全体面積331.1haのうち、平成28年度末の売渡し面積は290.6ha（87.8%）、長期貸付面積は28.2ha（8.5%）となり、未利用地（公社管理農地）の解消も図られつつあるが、引き続きその売渡しに取り組んでいく必要がある。

については、今後とも関係機関と連携し新規就農希望者等に各種支援制度のPRを積極的に行い干拓農地の売渡しに努められたい。

また、公社管理農地の減少は、土地改良賦課金や草刈り等の維持管理経費の縮減につながるため、干拓農地の有効利用にも取り組まれたい。

## (2) 所管課

### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### イ 意見

#### ① 農地中間管理事業への適切な対応について（農業経営課）

公社に対する意見で述べたように、農地中間管理事業の業務が円滑に実施されるよう、公社との連携を密にして適切な対応に努められたい。

#### ② 中海干拓農地の売渡し等の促進について（農地整備課）

長期貸付を拡大することは、農業振興や県の財政負担の軽減につながるものの、未売却農地として残ることになるため、公社と一体となって更なる売渡しの促進に努められたい。

1 1	団体名	(公社) 島根県野菜価格安定基金協会	所管課	農産園芸課
-----	-----	--------------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和46年7月13日

### (2) 設立目的

野菜価格安定基金を造成し、野菜の価格に著しい低落があったときその損失を補償することにより、野菜産地の強化、農家の生産意欲の向上、経営安定及び消費者への野菜の安定した供給を図る。

### (3) 県の出資状況

協会の安定的な運営を確保するため、基本財産を出資している。

なお、出資団体の監査は、県出資比率が4分の1以上のものを対象としていることから、出資団体としての監査は実施しなかった。

出資金額 55,000千円（県出資比率15.1%）

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金

#### ア 野菜経営安定支援事業費補助金

##### ① 内容

野菜産地の育成・強化及び消費者への野菜の安定供給を図るため、野菜価格が著しく低落した際に生産者に補償金を交付する野菜価格安定事業に要する経費に充てる資金を造成するために補助金を交付する。

② 補助金額 7,267千円

### (2) 負担金

#### ア 運営費賦課金

##### ① 内容

協会運営のため、一般会員である農協、農協連及び特別会員である県、市町が出資金割合、野菜価格安定支援事業費負担割合に応じて賦課金を負担する。

② 負担金額 2,075千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### イ 意見

収入保険制度の導入に向けた対応について

国においては、新たな所得補填制度として、平成31年から「収入保険制度」を導入することとしている。

一方、県の実施する野菜経営安定支援事業は、国の価格安定制度の補完施策としての位置付けも大きいことから、国の動向を踏まえた支援を行う必要がある。

については、新たに始まる保険制度について、引き続きJA・県野菜価格安定基金協会・農業共済組合等とともに情報収集・共有に努め、これらの情報を踏まえながら、野菜経営安定支援事業としての対応を検討されたい。

12	団体名	(公社) 島根県林業公社	所管課	林業課
----	-----	--------------	-----	-----

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和40年6月16日

### (2) 設立目的

造林・育林等林業に関する事業及び林業労働力の確保の促進に関する事業を行うことにより、森林資源の培養と森林の多面的機能の維持増進を図り、もって国土の保全と農山村経済の振興、住民の福祉向上に寄与する。

### (3) 県の出資状況

出資金額 225,000千円 (県出資比率: 50%)

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金

#### ア 島根県林業公社不成績林等処理対策事業補助金

##### ① 内容

松くい虫被害等により不成績林化した造林地の債務を処理するため、該当地を分収契約から除外する手続に要する経費及び該当地に係る日本政策金融公庫借入金の繰上げ償還に要する経費を補助する。

② 補助金額 179,233千円

#### イ 島根県林業公社長伐期施業転換推進事業補助金

##### ① 内容

造林地における長伐期施業転換を推進するため、それに伴う分収林契約変更に必要な事務経費(変更登記に要する経費等)を補助する。

② 補助金額 5,264千円

#### ウ 高性能林業機械OJT研修促進事業費補助金

##### ① 内容

森林組合等の林業事業体において、新規林業就業者への木材生産等にかかる初期の段階的なOJT研修の実施を支援するため、高性能林業機械のレンタル経費等を補助する。

② 補助金額 12,938千円

### (2) 貸付金

## ア 島根県林業公社事業資金

### ① 内容

公社が行う分収造林事業の実施等に要する資金を貸し付ける。

### ② 貸付金額

平成27年度末残高	33,546,695千円
平成28年度貸付額	885,437千円
平成28年度返済額	9,810千円
平成28年度末残高	34,422,322千円

## イ 林業就業促進資金

### ① 内容

新たに林業に就業しようとする者を対象として、就業の準備に必要な資金の貸付事業を行う公社に対し、必要な資金を貸し付ける。

### ② 貸付金額

平成27年度末残高	133,410千円
平成28年度貸付額	30,000千円
平成28年度返済額	36,373千円
平成28年度末残高	127,037千円

## (3) 損失補償

### ① 内容

公社が分収造林事業の実施等に充てるため日本政策金融公庫等から借り入れた資金に関し損失補償を行う。

② 平成28年度末損失補償債務残高 19,440,751千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### イ 意見

第4次島根県林業公社経営計画の見直し（第5次経営計画の策定）について

公社では、主伐の開始を主とする「第4次経営計画」を平成26年3月に策定し、平成29年度における収支不足を160億円に圧縮することを目指して、経営改善策に取り組むこととした。

しかし、平成26年度から平成28年度の3年間における達成率は、主伐に当たって収益が確保できないことや路網等の条件が合わないことなどにより、事業体からの企画提案が少なかったことから、搬出間伐事業収益で63～71%、主伐（収穫）事業収益で24～56%と大きくかい離している状況にある。

については、県から大きな財政的援助を受けている公社においては、この厳しい現状を重く受け止め、第5次経営計画の策定に向けて、現計画の評価・分析を十分に行うなど、収益確保策の強化に向けた検討を進められたい。

## (2) 所管課

### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### イ 意見

#### 第4次島根県林業公社経営計画の見直し（第5次経営計画の策定）について

県産材の利用促進や路網整備及び伐採経費等の軽減による収益確保などの林業施策の推進に引き続き取り組むとともに、第4次経営計画の実施状況の検証を十分に行い、木材価格が長期低迷している状況を十分に踏まえた上で、公社と一体となって現経営計画の見直し（第5次経営計画の策定）に取り組まれたい。

また、公社の経営が将来にわたって安定的に継続できるよう、国における森林環境税（仮称）導入の動向を注視するとともに、分収造林事業\*1に係る財政支援の充実強化等を他の都道府県等と連携して、引き続き国に働きかけられたい。

#### \*1 分収造林事業とは

①森林の土地所有者、②森林の植栽・保育・管理を行う造林者（市町村）、③森林造成に必要な費用を負担する費用負担者（公社）の3者が共同で森林の造成を行う契約を締結し、伐採時に収益を一定の割合（分収割合）で分け合うものである。3者の分収割合は、平成12年度以降に締結された契約分については、土地所有者30%、市町村5%、公社65%となっている。

13	団体名	(独)日本貿易振興機構松江貿易情報センター	所管課	しまねブランド推進課
----	-----	-----------------------	-----	------------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和33年7月25日

### (2) 設立目的

わが国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金

ア 独立行政法人日本貿易振興機構松江貿易情報センター運営費補助金

#### ① 内容

センターの事業活動を支援することにより、県内企業の海外取引を促進し本県産業の振興を図る。

② 補助金額 12,884千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

1 4	団体名	浜田港振興会	所管課	しまねブランド推進課
-----	-----	--------	-----	------------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成6年2月22日

### (2) 設立目的

浜田港の振興を図るため、必要な情報収集活動、ポートセールス活動、広報宣伝活動、港湾諸施設の整備を促進し、もって島根県及び地域の発展に資する。

### (3) その他

構成員は、島根県、浜田市、経済団体、浜田港を利用する民間企業等63団体であり、事務局長以下4名の専従職員を配置し、県内外の企業・船社訪問等ポートセールス活動及び国際定期コンテナ航路の利用促進並びにRORO船航路を利用したロシア貿易拡大等、浜田港の利活用促進に取り組んでいる。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 負担金

#### ア 浜田港振興会負担金

##### ① 内容

浜田港の利活用促進を図るため、県内外の企業・船社訪問等ポートセールス活動及び国際定期コンテナ航路の利用促進並びにRORO船航路を利用したロシア貿易拡大に取り組む浜田港振興会の運営に係る経費を負担する。

② 負担金額 37,102千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

#### イ 意見

##### 港湾等整備に併せた浜田港の利用促進について

浜田港は、平成28年8月に国際定期コンテナ船の大型化への対応としての岸壁の増深工事が完了し、現在では、平成29年度末の開通に向けた山陰道の浜田三隅道路に直結する臨港道路の整備や平成30年12月の完成を目指したガントリークレーンの建設が進められるなど、港湾整備事業が促進さ

れつつある。

また、平成29年11月に改訂された「浜田港港湾計画」には、大型貨物船や世界最大級の客船が接岸できるように岸壁や防波堤の整備、臨港道路の延長などが盛り込まれており、早期整備に期待が寄せられている。

振興会においては、浜田港利用促進のために、コンテナ航路利用促進助成等による積極的なポートセールス活動を展開するとともに、クルーズ客船誘致に向けた取組みも進めている。

については、今後も関係機関等との連携を密にして、港湾等整備に併せたポートセールス活動やクルーズ客船誘致促進に向けた客船寄港時の受入体制の強化に努め、浜田港の利用促進を図られたい。

## (2) 所管課

### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### イ 意見

#### 港湾等整備に併せた浜田港の利用促進について

振興会に対する意見で述べたように、浜田港の利用促進を図るために、今後も浜田港振興会、市、関係機関、民間団体との連携を密にして、ポートセールス活動等の強化に努められたい。

15	団体名	島根県中小企業団体中央会	所管課	中小企業課
----	-----	--------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年2月16日

### (2) 設立目的

中小企業等協同組合法等により設立された組合等の組織、事業及び経営の支援その他組合等の健全な発展及び中小企業の振興を図るために必要な事業を行い、もって自主的な経済的活動を促進し、その経済的地位の向上を図る。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金

#### ア 島根県中小企業連携組織対策事業費補助金

##### ① 内容

中小企業連携組織の推進並びに中小企業団体の育成及び指導を促進するため、中小企業連携組織推進指導事業に要する経費を補助する。

② 補助金額 106,390千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

16	団体名	島根県信用保証協会	所管課	中小企業課
----	-----	-----------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和24年10月15日

### (2) 設立目的

中小企業等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図る。

### (3) 県の出資状況

中小企業者に対し安定的に信用供与を行うための財務基盤強化のため、基本財産を出資している。

なお、出資団体の監査は、県出資比率が4分の1以上のものを対象としていることから、出資団体としての監査は実施しなかった。

出資金額 4,612,523千円（県出資比率24.0%）

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金

#### ア 島根県信用保証協会保証料補給金

#### ① 内容

県内中小企業者の資金調達の円滑化と負担の軽減を図るため、島根県信用保証協会が信用保証料について軽減した場合に、その軽減分の補填として補給金を交付する。

② 補助金額 75,333千円

### (2) 損失補償

#### ① 内容

県制度融資について、貸付先企業が償還できなくなった場合に信用保証協会が貸付先企業に代わって代位弁済した金額から日本政策金融公庫からの保険給付額及び回収額を控除した額の一部を県が信用保証協会に対して損失補償することにより、中小企業の円滑な資金調達を行う。

② 平成28年度末損失補償債務残高 27,245,983千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

17	団体名	島根県商工会連合会	所管課	中小企業課
----	-----	-----------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和36年10月24日

(2) 設立目的

県内における商工会の健全な発達を図り、もって商工業の振興に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

(1) 補助金

ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

① 内容

地域経済を支える原動力となっている小規模事業者等の振興と安定を図るため、商工会指導員、経営指導員等の設置及び指導事業等に要する経費を補助する。

② 補助金額 217,435千円

## 3 監査の結果

(1) 団体

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

(2) 所管課

ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

18	団体名	益田商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和27年4月14日

### (2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金

#### ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

##### ① 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

② 補助金額 42,112千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

19	団体名	江津商工会議所	所管課	中小企業課
----	-----	---------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 昭和31年5月14日

### (2) 設立目的

地区内における商工業者の共同社会を基盤とし、商工業の総合的な改善発展を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資し、もって我が国商工業の発展に寄与する。

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 補助金

#### ア 島根県小規模事業経営支援事業費補助金

##### ① 内容

経営指導員等を設置し小規模事業者等の指導を行う場合に、設置費及び事業費等に対して補助する。

② 補助金額 37,744千円

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指導事項なし

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指導事項なし

20	団体名	(公財) 島根県建設技術センター	所管課	土木総務課
----	-----	------------------	-----	-------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成8年3月25日

### (2) 設立目的

島根県内の地方公共団体が施行する建設事業の適正かつ効率的な執行を支援するとともに、公共工事に関わる建設技術者の資質の向上を図り、良質な社会資本の整備を推進し、県民の福祉の向上に寄与する。

### (3) 県の出資状況

出資金額 100,000千円 (県出資比率：100%)

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資による事業実施状況

#### ア 事業内容

建設技術に関する研修・講習・指導・図書のパブリケーション及び販売、公共建設工事に関する調査・設計・技術審査・積算・施工監理及び検査業務の受託並びに地方公共団体への技術的支援、公共事業に係る松江地区建設発生土リサイクルヤードの整備運営等に関する事業

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

21	団体名	(公財)島根県暴力追放県民センター	所管課	組織犯罪対策課
----	-----	-------------------	-----	---------

## 1 団体の概要

(1) 設立時期 平成4年5月11日

### (2) 設立目的

県民の総意を結集して、暴力追放活動を強力かつ恒常的に推進し、暴力団員による不当な行為についての相談事業を行うとともに、暴力団員による不当な行為の被害者の救援を行うこと等により暴力団を追放し、もって「安全な暮らしの確保」の実現に寄与する。

### (3) 県の出資状況

出資金額 300,000千円（県出資比率：70.0%）

## 2 監査対象とした財政的援助等の概要

### (1) 出資による事業実施状況

#### ア 事業内容

暴力相談・救済、広報啓発、組織活動支援、研修事業等を実施

## 3 監査の結果

### (1) 団体

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし

### (2) 所管課

#### ア 改善等を要する事項

指摘事項なし



平成 29 年度財政的援助団体等監査の結果に関する報告書

平成 30 年 3 月発行

島根県監査委員

〒690-8501 島根県松江市殿町 8 番地

島根県監査委員事務局

TEL (0852) 22-6651

FAX (0852) 22-6212

ホームページ <http://www.pref.shimane.lg.jp/kansaiinkai/>

メールアドレス [kansa@pref.shimane.lg.jp](mailto:kansa@pref.shimane.lg.jp)